

保 医 発 0714 第 5 号
令 和 8 年 7 月 14 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の
一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示」
(令和8年厚生労働省告示第258号)が令和8年7月14日に告示され、同月15日付けで適
用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額
の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」(令和8年3月18日付け保医
発0318第4号。以下「留意事項通知」という。)を下記のとおり改正するとともに、改正
の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義表中、「040110 間質性肺炎」及び「080105 重症薬疹」
を別紙のとおり改める。

2. 改正の概要について

留意事項通知について、「040110 間質性肺炎」のうち手術・処置等2の1に「ネラ
ンドミラスト」を追加し、「080105 重症薬疹」のうち手術・処置等2の6に「ポリエ
チレングリコール処理人免疫グロブリン」及び「pH4処理酸性人免疫グロブリン」を
追加する。

別紙

[illegible]

診断群分類			医療資源を最も投入した傷病名		病態等分類			年齢、出生時体重等			手術				手術・処置等1				手術・処置等2				定義別傷病				重症度等		
MDC	コード	分類名	ICD名称	ICDコード	対応フラグ	病態区分	コード	フラグ	年齢、出生時体重	手術分岐	対応フラグ	点数表名称	区分番号等	対応フラグ	処置等名称	区分番号等	対応フラグ	処置等名称	区分番号等	対応フラグ	疾患名	疾患コードまたはICDコード	対応フラグ	重症度等					
08	0105	重症薬疹	水疱性多形紅斑 中毒性表皮剥く壊＞死剥離症 [ライエル＜Lyell＞病]	L511 L512			00 0		6歳以上		99 99	手術なし		1 2	皮膚作成術、移動術、切断術、遅延皮弁術	K015\$	2 6	乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン											
							06 1		6歳未満		97 97	手術あり		1 2	動脈(皮)弁術、筋(皮)弁術	K016	2 6	ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン											
														1 1	デブリードマン	K002\$	2 6	pH4処理酸性人免疫グロブリン											
														1 1	分層植皮術	K013\$	1 5	血漿交換療法	J039										
														1 1	全層植皮術	K013-2\$	1 4	全身麻酔											
																	1 1	人工呼吸	J045\$										